

濃度基準値の検討の進め方

資料1

1 基本的な考え方

- ① 濃度基準値は、有害性に関する文献に基づき決定する。
- ② 濃度基準値の検討に当たっては、次の2点を考慮する。
 - ・ 測定方法が定められていること。
 - ・ 有効な呼吸用保護具があること。(測定方法又は有効な呼吸用保護具がない場合は、適当なものが確立するまでの間、濃度基準値は設定しない。)
- ③ 濃度基準値は、初期調査と詳細調査の2段階で検討する。初期調査の情報では濃度基準値を決定できない場合には、詳細調査を行い、その情報に基づき決定する。

2 調査結果の評価

【初期調査】

- ① 根拠論文の信頼性が高く、その根拠論文による数値が諸機関の職業性ばく露限界値（OEL）と矛盾しない場合などは、原則、無毒性量（NOAEL）に不確実係数（UF）又は不確実係数積（UFs）を考慮の上、濃度基準値を決定する。
- ② 次のような場合には、詳細調査に移行する。
 - ・ 複数の根拠論文の結論に矛盾があるなど、根拠論文の信頼性の比較等の評価が必要な場合
 - ・ 諸機関のOELに大きなばらつきがあり、根拠論文の信頼性の比較等の評価が必要な場合

【詳細調査】

- 根拠論文の疫学調査手法、動物実験の試験条件等から、信頼性を比較・評価し、信頼できる根拠論文に基づき、無毒性量（NOAEL）に不確実係数（UF）又は不確実係数積（UFs）を考慮の上、濃度基準値を決定する。

3 今年度の濃度基準値の検討スケジュール

- ① 第4回検討会（12／15）では、全体像（初期調査で完了できる物質と詳細調査に移行する物質の内訳）を示しつつ、初期調査で完了できる物質の評価を中心に議論する。
- ② 第5回検討会（1／16）では、初期調査の評価の積み残しと詳細調査の評価を議論する。
- ③ 第6回検討会（1／30）では、第5回での詳細調査の評価の積み残しを議論するとともに、全体像の取りまとめを行う。

濃度基準値の設定までの流れ

